



「ひめボス宣言」事業所を募集します!

「ひめボス宣言」とは、ひめボスの趣旨に賛同し、経営者や管理職が署名した「ひめボス宣言書」を作成・公表するものです。



- 1 「ひめボス」シンボルマークを自由に使用できます。
- 2 県が主催するセミナーの案内やひめボスハンドブックなど、県から情報提供を行います。
- 3 働き方改革に取り組む事業所として、対外的にアピールできます。

「ひめボス宣言」事業所になるには

1

「ひめボス宣言書」を作成し、
県に写しを提出する。

※「ひめボス宣言書」は裏表紙の作成例を参考にしてください。
※既に「イクボス宣言」を行った事業所はイクボス宣言書の写しを提出してください。

2

女性活躍推進に係る自主目標
を設定し、県に提出する。

(労働局に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を提出、公表している事業所については任意)

※女性活躍推進に係る自主目標設定については、
県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.ehime.jp/h15200/jyoseikatsuyaku/jisyumokuhyou.html>

女性活躍 自主目標 愛媛 🔍

1、2とも実施した事業所をひめボス宣言事業所として
県のホームページに掲載します。

Q&A

Q ひめボス宣言書は、
どこに提出すればいいですか?

A 女性活躍に関する取り組みが分かる資料と併せて、
愛媛県(男女参画・県民協働課)に提出してください。

Q ひめボス宣言後の進捗状況など、
県に報告が必要ですか?

A 必要ありません。取り組み状況をまとめるなど、
県が管理していくことはありません。

女性活躍推進アドバイザー

(ひめリットアドバイザー)の派遣について

県では、事業所の女性活躍の取組を推進するため、企業支援の専門家である税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等をひめリットアドバイザーとして登録し、事業所等の要請に応じて派遣する事業を実施しています。ひめボス宣言事業所になりたいけれど、どうすればいいかわからないという事業所の方は当事業を活用してください。なお、この事業は愛媛県が(一社)愛媛県法人会連合会に委託して実施しています。お気軽にご相談ください。